

武士道の源流

川 上 多 助

武士道といふのは主として江戸時代の武士の道德を稱した言葉であらうが、その萌芽は平安時代の中期武士が歴史の上に現はれはじめた頃から見え、當時彼等の間に行はれてゐた道德的慣習を「兵の道」或は「弓馬の習ひ」と呼び、武士たるものゝ實踐躬行すべき生活の規範と考へてゐた。こゝに論題を「武士道の源流」としたのは、後世の學者の間に論議せられた武士道の問題と區別して、平安時代から鎌倉時代にかけて行はれた武士の實踐道德を語らんが爲である。

大化の改新以來、朝廷は隋唐の制度に倣つて中央集權の政府を樹立すると共に、廣く支那文化の移入に力を傾けたのであるが、奈良時代には、政府の要職にあるものゝ間に國家觀念が旺盛であつたから、外國文化の移入に伴ふ弊害も、概していへば未だ多く憂ふるに至らなかつた。然るに平安時代に

なると、當時の貴族の唐の文化に對する關心は、これによつて國家の隆盛を圖らんとしたのでなく、寧ろ國家の體面を飾り威儀を備へんとしたのであつて、その競つて漢詩漢文を學び、書道音樂を善くし、坐作進退、苟も禮に違ふことを恥辱としたのも、要するに貴族としての教養を誇らんとするに過ぎなかつた。その結果、平安時代の中期以後、朝廷の政治は煩瑣なる形式をのみ重んずる禮文主義に陥り、朝政に關かる公卿は國利民福を顧みず詩歌管絃の遊戲に耽る主情主義の虜となつてしまつた。併し、かくの如き狀態は全く一部の貴族に限られたことであつて、大部分の國民は、平安時代といへども古來の素朴な生活を營んでゐたのである。大化の改新による制度の變革が、一般の國民生活にまで浸潤するのは容易なことではなかつた。國造・縣主を廢して地方の政權を中央に收め、更に中央から地方官を派して行政の任に當らしめたが、彼等は赴任することを好まず、遙任の制が廣く行はれて、地方官とはいへ、常に中央にあつて單にその資給を受け、任地に赴くことはあつても直ぐに京都に引返してしまつた。また朝廷は佛教を教化の手段と爲し、諸國に國分寺を建て、僧侶を遣はし、地方人民の感化教導に當らしめたが、奈良時代の末に於いても、諸國とも適當な僧侶を得ることができず、教化指導するどころか、地方人民から却てその無識を輕蔑せらるゝものが多かつた。奈良の都には地方から多數の僧侶が修業のために來てをつたが、これ等の僧侶は成業の後も郷國に歸ることを好まず、平城京内外の諸大寺に住んでゐたから、地方人民の教化に何程資するところがあつたか疑はざるを得

ない。されば盛唐文化の影響を受けて奈良平安の文化が發達したには相違ないが、中央の状態を以て地方に於けるその影響を推すことはできない。是れ當時の朝廷の方針からいへば、徹底せざるを遺憾とすべきであるが、國民固有の精神を維持する爲には却て幸ひなことであつたといはねばならぬ。而して地方の人民は全く中央貴族の犠牲に供せられ、貴族は地方官と結托して地方の利權を漁り、地方官は權門の威を藉つて私曲を計り人民を誅求してゐた。その間に於て、彼等の壓迫に對抗し得る實力を有するものは所謂地方豪族であつたから、地方人民は勢ひその保護に頼らざるを得ず、翕然としてその傘下に集り、地方豪族の各地方に於ける勢力は愈盛になつたが、これを糾合して起つたものが源平二氏である。

要するに、平安時代より鎌倉時代に至る公武の對立は、單に政治上の對立とのみ見るべきでなく、中央貴族と地方豪族の對立であり、また盛唐文化の心酔者と國民固有の思想を維持するものとの對立でもあつた。平安時代の末期になると、公家の中にも、支那文明の權威に對する疑を生じ、當時の碩學大江匡房の如き人でさへ、「攝政關白必ずしも漢才候はねども、やまとだましひだにかしくおはしまさば、天の下の政たせ給ひなん」といつた。漢才は漢學であり、「やまとだましひ」は漢才に對する和魂で、事務を處理する才能を意味した。即ち大江氏の家學を代表する匡房が自ら攝政關白でも政治を行ふに必ずしも漢學の素養を要せざることを稱したのである。また平安時代には、漢學といつ

ても詩文を重んじたのであるが、この頃には詩文よりも寧ろ經書を読むべきことを主張するものがあり、その他種々公家自身覺醒の徴が現はれて來た。併し、三百年に亙つて馴致したその宿弊は公家自ら如何ともすることができないで、遂に地方豪族が政治の上に驥足を伸ばし、それが又公家覺醒の要求と合して武家の勃興を促し、鎌倉幕府の基礎が築かるゝやうになつたのである。而して源賴朝及び北條氏は力を盡くして平安朝以來の武士道の育成を計つた。

二

平安時代の武士道、即ち兵の道には二つの方面があつた。その一は武名の尊重であり、その二は主従の誓である。

將門記に「兵以名尤爲先」といひ、平安時代の武士が武名を尊重した話は今昔物語に數多く見えてゐる。彼等が戰場に相争ふ時には、交戦に先だち、双方より互に使者を敵陣に遣はしてその意志を通ずるのが慣例であつた。その使者が歸るとき、敵兵は矢を放つて脅すのであるが、これに驚いて背後を振向けば卑怯未練として恥ぢしめられた。武士にして武名を傷けたものは、如何に武力が優れてつても、武士としての名譽の地位を失ひ、脇乗といふ卑い地位に甘んぜねばならなかつた。故に武士としての名譽は、彼等が死を堵して維持せんとしたものであり、これを「武者を立つる」とか「兵士としての名譽は、彼等が死を堵して維持せんとしたものであり、これを「武者を立つる」とか「兵

を立つる」とかいつてゐた。源頼信が、その家來の賊のために子を奪はれて悲しむのを見て、「然許さばかりの小童一人は突殺させよかし、然様さやうの心有りてこそ兵つはものは立つれ、物恐おそぢ不爲なと云は、身を不な思、妻子を不な思を以て云也」といつて誠めたが、これを以て見るも、當時の武士がどんな決心を以て武名の發揚を心がけてゐたかを知り得るであらう。

かくの如き「名」に對する國民の關心は、奈良時代、更に遡つて大化以前の社會にこれを求めることができる。

景行天皇は日本武尊の薨去を悼み、その武勳を偲び、尊の御名を永く後世に傳ふるため新に一種の「部」を定め、これを武部と名づけたまうた。また上古には后妃に御子のない場合、天皇は同じく新に一種の「部」を定め、その御名或は宮殿の名などをとつて名づけられ、これを後世に傳へるやうにせられた。かくの如き部を御名代又は御子代と稱した。これによつて上古我が國民の間に、その名の後世に傳はるを喜び失はるゝを悲しむ情の如何に深かつたかを見るを得るであらうが、大化以後といへども、名を尊重する風は毫も衰へなかつた。萬葉の歌人は、

丈夫ますとをは名をし立つべし後の代に聞き繼ぐ人も語り續ぐかね（大伴家持）

と詠み、又、

をのこやも空しかるべき萬代に語り續ぐべき名を立てずして（山上憶良）

と歌つてゐる。併し、大化以前には單に名それ自身を尊重したのであるが、これ等の歌に見える「名」は倫理的の意義を有することが明かである。その意義は更に祖先崇拜の思想と結び付いて、愈發展するやうになつた。淳仁天皇の宣命に「夫れ人として己が先祖（よひつちや）の名を興し繼ぎひろめんと念はずあるはあらず、こゝをもて明く淨き心もちて仕へ奉らむをば氏氏の門は絶ちたまはず」(天平實字八年)とおほせられ、また桓武天皇の宣命にも「各各己が祖（ぢやう)の門滅さず、彌高に仕へ奉り、彌繼に繼がむと思ひ慎みて、清き直き心もちて仕へ奉るべしとなも念ほす」(天應元年)と申してをらるゝのである。その名の倫理的意義は、武人にあつては、その主に忠を盡くし武勇に富むことであらねばならぬ。古來禁衛の任に就いてゐた大伴佐伯兩氏に對して、聖武天皇天平二十一年の勅は、「汝たちの祖どもの云ひ來らく、海行かばみづくかばね、山行かば草むすかばね、大君のへにこそ死なめ、のとは死なじ」と申し、また東人の武名について、稱徳天皇神護景雲三年の詔に「この東人は常にいはく、額には箭は立つとも、背は箭は立てじといひて、君には一つ心もちて護るものぞ」と申されてゐる。而して大伴家持が常に自ら大伴氏の歴史に考へ、また一族を喻して武勇を勵み、家名を落さざるべきことを説いたことは萬葉集によつて見る事ができる。此の如き武名の尊重が祖名の尊重と忠君とにつながるところに、武人の自尊心は高まつたのであらう。併しながら、名を尊重したのは單に武人ばかりではない、平安時代の貴族の間にもその風はあつたが、その名は武人と意義を異にする。當時の貴族の

教養は唐の文化を模倣することを主としたから、彼等は漢學或は詩歌管絃について互に名譽を競つてゐた。藤原公任が詩・歌・管絃を善くし、所謂「三船の譽」を遺した逸話が喧傳されたのもそのためである。また政治上極端な門閥尊重が行はれてゐた時代であるから、彼等が名譽とするところも官位に關連し、祖先の進んだ官位を先途と稱し、これに達することを當然とし、これを越ゆることを無上の名譽とした。即ち奈良時代の名に對する考へは、平安貴族の間ではかやうに形式的、無氣力なものとなり、名譽の追及も一種の野心と化してしまつたのである。併し平安時代乃至鎌倉時代の武士の間に行はれた名譽に對する考へは、やはり奈良時代と相通するものがあり、この意味で當時の武士が日本固有の精神の正統を承繼するものといふことができよう。

平安時代乃至鎌倉時代、武士が武將と初めて主從關係を結ぶときには、一種の手續として「君の見參に入り」或は「名簿を奉る」を必要とした。これを法律上の契約と同様に考へる人もあるが、今日のやうな權利義務の關係を主とする契約ではなく、主將の「御恩」に對する「奉公」の關係であつて、これによつて家來の主要財産たる所領は名義上主人に歸し、主人は「安堵」によつてその家來をして舊の如くその土地を領せしめた。家來は財産のみならず、生命をもその主人のために顧みないことは當然と考へられてゐたので、生命を留保して主從の誓をすることはできないのである。即ち主從關係によつて主人は從者の生命財産に對する生殺與奪の權を得るので、平安時代の末期には、朝廷もこれ

を認めてゐたやうに解せられる。また従者となつたものは自分の生命財産のみならず、一家一族を擧げて主人に仕へたのである。山内首藤系圖によると、その一族と源氏との主従關係は、前九年及び後三年の役後、鎌倉時代に至るまで繼續せられ、一族の男子のみならず、女子も妻妾となり、或は乳人として仕へてゐるのである。同様な例は美濃の青墓長者大炊の一家の源氏に對する關係についても見ることが出来る。かやうに家來が身を挺して主人に仕へたから、主人の方でも亦それだけ家來の爲に誠實を盡し、家來の利害のためには兄弟叔姪の相争ふことも少くなかつた。保元の亂以前は、源平兩氏ともよく朝命を奉じてその任務に就き、神輿神木を奉じて入京せんとする僧兵を拒ぐことは、神佛の信仰の深い彼等としては、その立場に窮することも屢あつたが、敢へてこれを辭せなかつた。また朝廷は屢源氏を討つに源氏を以てしたが、彼等はそのために一族の間に相戦ふことをも厭はなかつた。然るに一たびその家來の利害に關することになれば、朝命といへども容易に従はうとしなかつた。源氏の郎黨にして犯罪の疑あるとき、朝廷からその家來を差出すことを命ぜられた場合でも、彼等は言を左右にして極力これを庇護せんとしたのである。この點は宮廷の中に同情者を求めんとしてゐた平氏に於ても同じことである。

後世鎌倉武士の美談として傳へらるゝと同種の美談は、この時代の武士の間にも既に現はれてゐるのである。前九年の役は稀に見る長期戦で、奥羽の野に轉戦する頼義等主従の艱苦は思ひやられるの

であるが、これを記した陸奥話記には、頼義の陣中親しく傷病兵を見舞ふ温情のために、兵士は皆感激して、「身爲_レ恩使、命依_レ義輕、今爲_二將軍_一雖_レ死不_レ恨」といつたことが見えて居る。この戰に於て、頼義は敵兵の重圍の裡に陥り、戰敗れて亂軍となり、頼義の行衛も一時わからなくなつたことがあるが、家來の佐伯經範は亂軍の中を一たん切抜けて來たが、頼義が戰死したと聞いて、また戰場に引返して戰ひ死んだ。經範の家來も主人の行衛を失ひ、一方の血路を開いて遁れ來つたが、この事を聞いて、「公既與_二將軍_一同_レ命死_レ節、吾等豈得_二獨生_一乎、雖_レ云_二陪臣_一、慕_レ節是一也」といひ、再び敵陣に切入つて戰死を遂げたといふのである。かくの如く武士が生命を賭して主従の誓を果さんとすると比較して公家達の輕薄無節操はどうであらう。御堂關白道長の全盛、望月の缺けたることなきを誇つた時代には、公卿は皆道長の權勢に媚び諂ひ、朝廷の御奉公に利害を顧みるべからざる彼等ではあるが、道長と攝關を爭ふ藤原氏から出でた后妃に對しては、道長の嫌疑を恐れ、或はその歡心を得んとする爲め故ら御奉公を怠り、その御一身に關する限り宮中の必要なる儀式も彼等の不參のために舉ぐることの出来ないことが一再でなかつた。三條天皇の皇子敦明親王（小一條院）は皇太子となられたが、道長は親王の御即位を不利として忌避し奉つたから、これを察する卿相の東宮に參仕するもの稀であつたが、皇太子が御退位なされ道長の女寛子を納れて妃とし給ふに及び、伺候するもの相次ぎ、東宮の中が遽に賑かになつたといふのである。

三

公家と武士とは、その地位隔絶し、一方は盛唐の文化にあこがれ、一方は武名を競ひ、同時代にありながら殆ど異なる世界に住むの觀があり、その志操にかくの如き徑庭を生じたのである。而かも公家の所謂教養が一種の修飾に過ぎざるに反し、武士の生活は死生に直面し、人生に對する嚴肅なる態度を要求するものがあり、その道德思想を育成したのであらう。平氏は源氏に先つて藤原氏の政權を奪つたが、平氏の政權は院政の中心に結托して贏ち得たもので、公家の力を藉りてその基礎を造つたのである。従つて平氏は公家の因襲を打破することができず、却て自らその因襲に囚はれて第二の藤原氏となり滅亡したのである。頼朝が鎌倉に幕府を開いて東國の經營に力を盡くし、東國に據つてその政權を行はんとしたのは能く武家勃興の使命を解するもので、頼朝の指導獎勵の下に武士の道德は愈發展して、武士の矜持を高からしめたのである。

鎌倉時代の武士道の徳目として第一に擧ぐべきは、武名の發揚である。頼朝はよく家臣の武名を尊重する氣合を吞込んで巧にこれを利用したのである。熊谷次郎直實を日本一の豪の者と賞し、其の子小次郎直家を本朝無双の勇士と讃へながら、直實に與へた領地はほんの僅かに過ぎなかつたといふ。併しながら武士はその言葉を非常に喜び、互に先陣の名譽を競うたのである。その爲め、武士の間で

は先陣争ひが屢々問題となるのであるが、頼朝や北條氏が領地を與へてその争を止めようとしても、武士は利益のために名譽を捨てることを欲せず、決してこれを讓らむとしなかつた。従つて卑怯未練の振舞ひは武士の最も恥づるところで、平宗盛が平家の大将でありながら義經の軍に虜となり、而かも命を惜んで助命を請うたのは、最も彼等の嘲りを買ふ所以であつた。

第二の徳目は主人への忠節である。

頼朝は大いにこれを奨勵し、その足利俊綱を攻め、また藤原泰衡を撃つたとき、俊綱の郎黨桐生六郎、泰衡の郎黨河田次郎は各その主人を殺し、首をもつて頼朝に降らんとしたが、頼朝はこれを許さず、士道に照らして彼等を斬つた。これに反して、頼朝が常陸の佐竹秀義を攻め滅したとき、その郎黨岩瀬與一は頼朝の手に捕へられたが、なほ舊主の恩を忘れず、頼朝に屈しなかつたので、頼朝は厚くこれを遇し、その命を助けたばかりでなく、これを御家人とした。御家人は幕府直屬の武士で、當時の武士の名譽とするところである。北條泰時の定めた貞永式目に、武士が幕府から與へられた恩領は他の所領と異り賣買を許さぬことになつてゐるが、これ將軍の恩賞を永久に傳へしめんとする精神から出でゐるのである。また家來が主人から功によつて土地を與へられ、後に至つてその子孫に背くことがあれば、主家はいつでもその領地を取返すことができることが同式目に定められてゐる。當時行はれた律令の解釋によれば、一たん他人に與へたものは、これを和與と稱し、後に至つて取戻す

このできないことになつてゐたが、式目はかゝる特例を設けて主従間の義理を闡明せんとしたのである。寶治二年の評定衆の決議は更にその精神を擴張して、主従間の訴訟は理非を論ぜず受理せざることにし、従者をして主人を訴へることを得ざらしめた。

第三に武士の間では信義が重んぜられた。

澁谷庄司重國は平家の武士であつたが、源氏の御家人である佐々木秀義が平治の亂後、節を屈して平家に仕ふるを恥とし、困窮してゐたのを氣の毒に思ひ、これを扶助してをつた。然るに治承四年時運到來して、賴朝がいよいよ石橋山に兵を擧ぐるに至り、重國は秀義の子定綱・盛綱等四人の兄弟を源氏に就いて賴朝の陣に赴かしめ、自分は一族郎黨を率ゐて平氏の軍に加はり石橋山に向つた。平氏の將大庭景親は重國に對して佐々木の妻子を囚へて差出さんことを要求したが、重國はこれを拒絶し、彼等兄弟を年來扶助してはゐるが、その主家に對する舊誼を重んじ、賴朝の軍に馳せ參ぜんとするのを抑止することはできないといひ、重國自ら景親の徵命に應じ、外孫を伴つてその軍に加はらんとする志を顧みず、強ひて彼等を捕へしめんとする景親の無情な態度に不平なき能はざることを述べた。重國のいふことは、軍の最後の目的を達する上からいへば許されないことであらうが、信義を士道の第一とする鎌倉武士の間には多くの同感者を得ることができた。吾妻鏡の著者は、景親が理に伏して歸り去つたとかいてゐる。

また寶治元年鎌倉で三浦泰村の亂があつたとき、毛利季光（西阿）はかねてより泰村と親しくし、艱難相援ぐることを約束してゐたので、將軍を奉ずる執權時頼に従ふべきか、それとも平生の約束に従ひ泰村に黨すべきか甚だ迷つた。季光は初め時頼に従はんとしたが、その妻から、泰村を見棄て、執權方に赴くのは、果して武士の所業といふべきや、それでは「年來一諾」に違ふもので、何ぞ後聞を恥ぢざらんやといはれ、心を決して泰村の陣に加はつたのである。季光の妻は泰村の妹であるから、季光は妻の愛によつて去就を決したやうにも思はるゝが、季光の胸を撞いたものは「年來一諾」に違ふといふことであつた。それ故、季光の態度は頗る同僚の同情を受け、執權方に黨する甲斐前司泰秀はこれを知り、泰村方に赴く季光と途に會ひながらこれを撃たず、その志を果さしめたが、武士は泰秀を以て「尤叶武道有情」といつて賞讃した。

第四に清廉潔白であることも武士の奉ずる徳目の一つである。

文治元年東國の將士は中國九州に進んで平氏と戦ひ、これを壇ノ浦に滅したが、當時の制度として武士自らその必要なる軍資を負擔せねばならなかつたので、追討の將士は食糧にも窮し、はうぐの體で鎌倉に凱旋したのである。然るに、下河邊庄司行平は鎌倉に歸り、登營の上九國第一と稱する弓一張を賴朝に進じたので、賴朝は行平が人民の賄賂を納れてこれを買つて來たものと思ひ込み、大いに怒つてその不正を叱責した。併し行平は賄賂を取つたのではなく、掠奪をしたのでもなかつた。行

平も他の將士と同じく九州在陣中は糧食に窮し、甲冑その他の武器を賣つて部下の露命を繋ぎ、九州に渡つたときには遺つてをつた行平の鎧を小舟に換へて進んだので、行平以下、甲冑も着けず敵陣に迫つたのである。この弓も、行平が何かな頼朝への進物と思つてゐたところ、幸ひその持主がこれを賣らうとしたので、その時着てをつた二領の小袖の一領を脱いで交換したものである。これを聽いた頼朝は涙を浮べて喜び、日本無雙の弓取の行平の眼に疑あるべからず、家の重寶とすべしといひ、早速自らこれを引き試みて賞讃したといふ。

また畠山重忠は鎌倉武士の典型とされた人物で、頼朝も子頼家の輔導を重忠に托したが、伊勢國の領地を管理せしめてゐた代官が神宮の領地を侵したため、神宮より訴へられた時には、重忠の命じたことでなく、全く代官の恣にやつたことであるに拘らず、重忠は我事として深く耻ぢ、頼朝から謹慎を命ぜられ、千葉胤正に預けられたが、すつかり恐縮して、七日の間床にも就かず食をも絶たんとしたので、胤正は非常に心配して頼朝に請ひ、謹慎を解かれたのである。重忠はその時つく／＼考へたことと見え、たとひ知行加増の恩命があつても、これを管理すべき清廉な代官がなければ、辭するに如かざることを語つたのである。併しそれは重忠だけの考へではないので、北條重時の家訓にも、所領を持たずして代官を願ふとも、代官を持たずして所領を願ふべからざることを誡めてゐる。

最後に質素儉約も武士の徳目の一つとして數へられる。

頼朝が筑後權守俊兼の小袖を切つて奢侈を戒めたことは有名な話であるが、その時頼朝は俊兼に向つて、千葉常胤や土肥實平は、汝と違つて學問なく、所領も少いのであるが、衣服以下質素な生活に甘んじてゐるから、その家富み裕かで、家來を養つて戦功を勵むことができるのであつて、これを諭したのである。質素儉約も要するに戦功のためである。北條重時は執權泰時の弟であるが、その家訓にも、「扇はいかによき人のたび候とも、百文に三本程のを持ち給ふべし」といひ、「衣裳の紋、大きに好み給ふべからず、同じ程の人にさし出で、色々しき物著給ふべからず」といひ、また「振舞も家居も持具足なども分限に隨ひて振舞ひ給ふべし、事に過ぎぬれば人の煩ある事なり、又後も仕遂げ難し」といひ、反復奢侈を戒めてゐるのである。鎌倉時代の中頃からは武士の服裝の華美になつて行くことが世人の注意に上るやうになつたが、それでも吉野時代の徒然草に、執權時頼が大佛宣時と味噌を嘗めつゝ酒を酌み交はしたことや、時頼の母松下禪尼が自ら明障子の破れを張り繕つたことなどが見え、なほ一般にその儉約の美風が都人士の間に傳稱されてゐたことがわかる。

以上鎌倉時代の武士の徳目として五項を挙げたが、吾妻鏡に就いて見れば更に幾項かの徳目を容易に加へ得るであらう。吾妻鏡は鎌倉幕府の編纂であり、多數士林の美談が收録せられ、或は士道の教科書と目することもできようと思ふ。もとより當時の武士のすべてがかくの如き道徳思想を有し、これによつて身を持したわけではないが、學問もなく、且つ干戈を業とする武士の間に於て、かくの如

き士風が養成せられ、その人格を向上せしめ墮落を救ふやうになつてゐたのである。とにかく、武勇に長ずるだけが武士の本領でなく、武士としての道徳を備へなければならぬといふのが彼等の確信で、重時の家訓はこれを明かにしてゐる。即ちその中には「佛神の御前にまゐりては、今生の能^{のう}には正直の心をたまはらんと申べし」といひ、正直を第一の徳として、また「何事も弓箭をはじめて、上として名をあらはし徳をしらせ給ふ事、定法正直に過ぎてはなし」ともいつてゐる。而してその義理を重んずべきことを説いては、「弓矢の事は常に義理を案すべし、義理を知ると申すは、身をも家をも失へども、よきを棄てず、強きにをとらず、義理を深く思ふ、是は弓矢とり也、其義理は無沙汰なれども、敵を滅すはかくの物也、同じくは車の兩輪の叶ふ如くに心得給ふべし、ふるき詞にも、人は死して名をととむ、虎は死して皮をととむと申事なり、命も身の成行く事も定まれる事也、惜むにとまる事なし、願ふに來らぬ道理を知り給ふべし」といつてゐる。

鎌倉幕府滅び、建武中興の御代となつても、鎌倉時代に養成せられた士道は滅びないで、吉野時代・室町時代に傳はり、時勢の變遷に應ずる士風の消長はあつても、武士の思ひをこゝに致すものは決して絶えなかつた。延元三年菊池武茂が阿蘇神社に奉つた願文には「武茂弓箭の家に生て、朝家に仕ふる身たる間、天道に應て、正直の理を以て天、家の名をあげ、朝恩に浴して身を立せんことは、三寶の御ゆるされをかうぶるべく候、其外私の名聞已欲のために義をわすれ、耻をかへりみず、當世にへ

つらへる武士の心をながく離べく候」といひ、洵に凜然たる武士の決心を神明に誓つた。前述した武士の道德思想はこの起請の一節に要約されてゐるといつてもよからうと思ふ。また斯波義將は將軍義持を輔けて大義を維持するに功あつたが、その弘和三（永徳三）年草するところの竹馬抄にも、「まづ弓箭とりといふは、わが身のことは申にをよばず子孫の名をおもひて振舞べき也、かぎりある命をおしみて、永代うき名をとるべからず」といひ、武士として子孫末代までの名を思つて自重すべきことを説き、慈悲と正直とを武士の徳として、「たとひ一度のつとめをもせず、一度の社參をばせずとも、心正直に慈悲あらん人を、神も佛もをろかには見そなはしたまはじ」といつてゐる。

我國で武士が勃興し、武家政治が行はるゝやうになつたのは、律令の徴兵制度が廢絶し、國內の治安が維持せられなくなつたため、唐の軍制が衰頹して節度使が勢力を得、武斷政治が行はれたのと軌を一にしてゐる。而して我が律令の軍制は唐の軍制に倣つて制定したものであるから、殆ど同一の制度が彼我兩國に於て殆ど同一の結果を生じたのであるが、我が武家政治と唐の節度使の政治とは、その性質に於て霄壤の差があつたのである。即ち我が武家政治は平安時代の宿弊を刷新して治安を維持し、人民はこゝに初めてその堵を安んずるを得たので、北畠親房が神皇正統記に、「頼朝と云人もなく、泰時と云ものもなからましかば、日本國の人民いかになりなまし」といひ、朝權の回復を思ふものゝ「是にまざる程の徳政なくして、いかでたやすくつがへざるべき」といつてゐるのは至言で

ある。またその士風は武士の永く上下の信望を繋ぎ得た所以で、また國民道德の支柱となり、その影響は武士階級の滅んだ今日にまで及んでゐるのである。然るに支那では節度使の壓制の下に掠奪殺戮恣に行はれ、人民は絶えず生命財産の安全を脅され、唐は節度使のために滅び、その後は五代十國の亂世となり、宋が起つて節度使の跋扈を抑へこれを統一したのであるが、國民の武人に對する信頼は全く跡を絶ち、政治の局に當るものは常に武人の權力を得んことを警戒するに至つた。宋が契丹・女眞の侵略を蒙り、地を割き幣を納れて一時の媾和を求めながら、武人に十分權力を與へてその防禦に當らしむることを得なかつたのは、他に原因はあるにしても、主として唐末以來の武人跋扈の弊に鑑みこれを信頼することを得なかつたからである。殆ど同一の制度から出で、而かもかくの如き相違を生じたのは、畢竟兩國の國民性の相違に歸せしめねばならないが、兩國の歴史を比較すれば、我國の武士道の貴いことが益々明かになるやうに思ふ。

四

最後に鎌倉時代の裁判制度と婦人の地位について一言したう。

いづれの時代を通じても武家政治は武斷政治であつたやうに一般に考へられてゐるが、かくの如く道義心に厚い鎌倉武士が無謀な政治を行ふ筈はなかつた。江戸時代の裁判は主力を刑事に注ぎ、民事

を輕視する傾向があつたが、鎌倉幕府は民事についても審理を慎重にし、三問三答といつて、原告と被告と各三度づゝ交々意見を述べて論議を盡さしめ、更に當事者より證據物件を徴し、或は證人を召喚して證言を求め、境界争ひなどの訴訟には特に吏を遣はして實地踏査を行はしめ、然る後判決を下すやうにしたので、明治以前にあつては、この時代程裁判に慎重を期したる時代はなかつた。これ武の間に簡人の權利を尊重する風が盛んであつたからである。

また律令の制度では、唐制に従つて一般に婦人の地位卑く、母權の如きも頗る薄弱であつたが、鎌倉時代には法律上婦人の權利が認めらるゝこと多く、婦人が男子のないとき養子を迎へて家を繼がしむることは律令では許されなかつたが、鎌倉幕府は頼朝以來これを許し、貞永式目はその先例によつてこれを法律とした。また母としては、父と共に、父の死後は單獨でその子を義絶勘當することができ、子が幼少で家を繼いだ時には、母はその後見人となつて財産を管理することもできた。戰國時代以後、婦人の財産權は全く認められないやうになつたが、鎌倉幕府はその特有財産を認め、妻は夫の同意なしにこれを處分することができ、また夫から理由なく離婚せられた婦人に對しては、その夫から讓與を受けた財産の所有權を認めてこれを擁護した。その他、この時代の婦人の地位は、後世全く自由を許されない婦人から見れば正に羨望に値するものがあつたであらう。

故に武家政治は武斷政治で、簡人の權利を無視し、婦人の地位を認めないといふのは、室町時代以

後殊に戰國時代の社會狀勢から起つた一般の通念で、少くとも鎌倉時代には適用せられないわけである。而して鎌倉幕府の政治はまた當時の武士の思想を反映するもので、幕府がその權利を尊重する一面に於て、武士は自己の權利を擁護するに熱心であつたからである。彼等が是非を辨じ、その是とするところを主張するにあつては、將軍執權の威武にも屈せず、初志を貫徹しなければやまない風があつたことは吾妻鏡の中に屢見するところの例である。婦人の地位も、幕府の政策を俟たず、民間に於て認められてゐたのである。我國に於ても、上古以來男尊女卑の傾向はあつたが、儒教・佛教の盛なるに従つてその傾向は益甚だしくなつたので、殊に律令に於ける婦人の地位は、我國古來の慣習と一致せず、不當に婦人を輕んじた觀がある。この點に於ても、鎌倉幕府は我國古來の婦人の地位を認識したことになる。

五

かくの如く鎌倉時代の武士の道德思想は、國民道德として尊重すべき内容をもつてゐるのであるが、これを國民道德として考ふる場合、皇室に對する道德觀念の缺けてゐることが大なる缺點である。これ畢竟武士の道德なるがためで、鎌倉時代、武士は朝廷の直接の支配から離れ、朝廷との關係は將軍を通じて行はれてゐたのであるから、皇室に對する道德は彼等の直接の問題とならなかつたのである。

且つ彼等の常として直接の恩誼に感ずる念はあつても、大義を明かにして臣子の本分を誤らざらんとをすべての武士に期待することは當時或は困難であつたかも知れない。併し、奈良時代には、前述の如く、大伴氏・佐伯氏乃至東人の如き禁衛の任に就く武人の間には、一死君恩に報い奉らんとする情盛なるものあり、鎌倉時代にも、蒙古の襲來に際しては、武士の間に殉國の精神勃然として興り、能く幕府の指揮に従つて、この國難を克服することができ、「これほどの(異國録起)いこくほうきの事に、せいじんたりながら、ついに(觀)おやのともをせぬうへは、おやこのぎあるまじく候」といつて、愛子を勸當した勇士の態度は、千載の下なほ懦夫を起たしむるの力があるであらう。それ故、鎌倉武士に忠君愛國の情のないことを斷言するものもないであらうが、鎌倉時代のみならず、武家政治の行はるゝ限り、武士が大義名分に徹底することは非常なる決心を要したので、これを一般の武士に期待することは困難であつた。明治維新によつて武家政治は滅び、初めてその矛盾が解消し、武士が君國のために盡くすに何等の支障もなくなつたのである。勿論、武士階級は後幾はくもなく解散せられたが、鎌倉時代以來育成せられた武士道は士族によつて傳へられ、國民の道德思想の根幹を成すに至り、日清・日露の兩役に於けるが如く、我國が戦役に直面するや、武士道的精神は國民のうちに著しく顯はれ、内外の學者論客の注意を惹くやうになつたのである。今や日支事變に際して、國民精神作興の聲朝野に盛なる折柄、その基調としてこの武士道的精神を考ふことはまた必要であらうと思ふ。